

閣副第 1117 号
府地創第 401 号
令和 4 年 12 月 23 日

各都道府県知事 殿

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
(公 印 省 略)

内 閣 府 地 方 創 生 推 進 室 長
(公 印 省 略)

デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・
改訂について (通知)

本日、2023 年度を初年度とする 5 か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が閣議決定されました。

国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」(以下「本構想」という。)の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、今般、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たな総合戦略を策定したものです。

総合戦略は、本年 6 月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組の方向性に沿って、本構想が目指すべき中長期的な方向や本構想の実現に必要な施策の内容、ロードマップ等を示すものです。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 9 条及び第 10 条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「地方版総合戦略」という。)を策定するよう努めなければならないこととされています。

つきましては、国の総合戦略を勘案し、各地方公共団体において、本構想の実現に向け、地方版総合戦略の策定・改訂に努めていただくようお願いいたします。その際、別途提供する「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和 4 年 12 月版)」に留意すべき事項を記載していますので、参考にさせていただきようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。